

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一
- 公共測量の実施(七件)……(都市整備局都市基盤部調整課)……二
- 建築基準法による意見の聴取……(都市整備局市街地建築部調整課)……二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更(二件)……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……三
- 告示(海区漁調)……三
- 東京海区におけるかご漁業の制限………六
- 国土調査の成果の認証(三件)………七
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……七
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……(環境局総務部環境政策課)……七
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……(下水道局)……八

## 告示

### ●東京都告示第千四百八十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一日時 平成二十九年十月五日 午後三時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 LPJリアルエステート株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 松 貢平
- (三) 主たる事務 新宿区新宿二丁目五番十二号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七三八〇号
- (五) 免許年月日 平成二十七年一月十六日

### ●東京都告示第千四百八十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 国分寺市

二 測量の種類

公共測量(先行筆界点測量、街区細部図根測量、地籍図根多角測量、現況(地形)測量及び復元測量)

三 測量の区域

国分寺市並木町三丁目地内  
平成二十九年九月十八日から平成三十年三月九日まで

### ●東京都告示第千四百八十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市拜島町五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月十六日から同年十二月十八日まで

### ●東京都告示第千四百八十五号

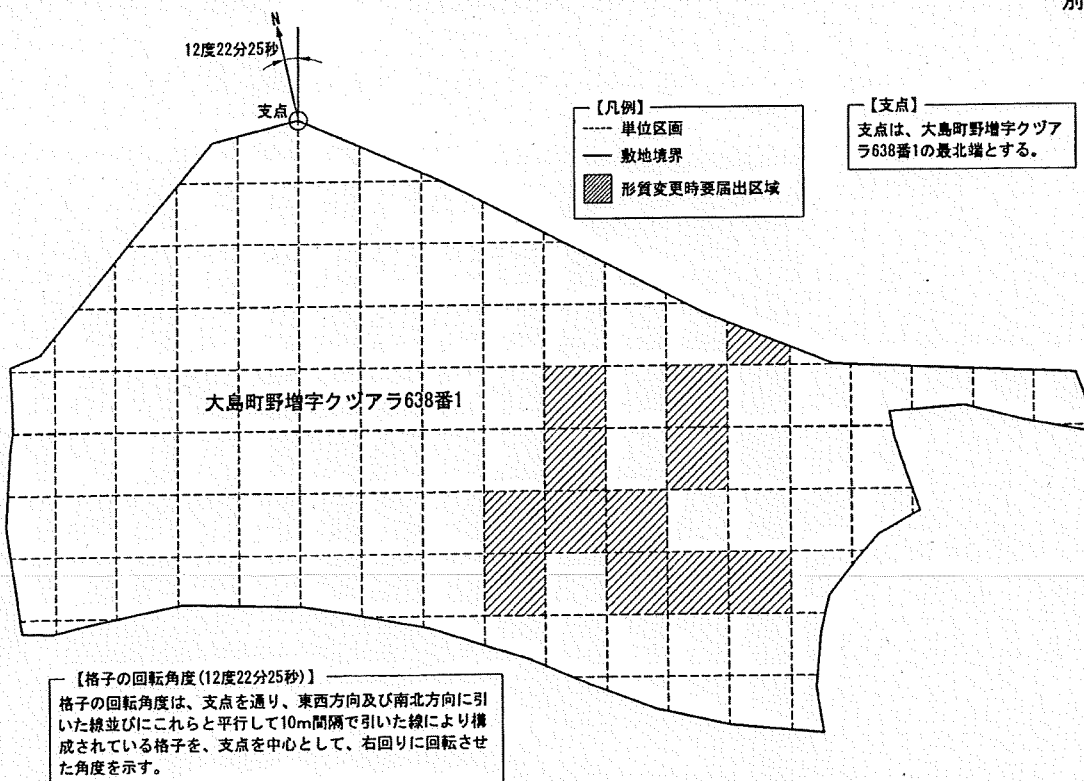
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量(測量標の一時撤去及び復元)

別図



●東京都告示第千四百九十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区小台一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、シアン化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにポリ塩化ビフェニル

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

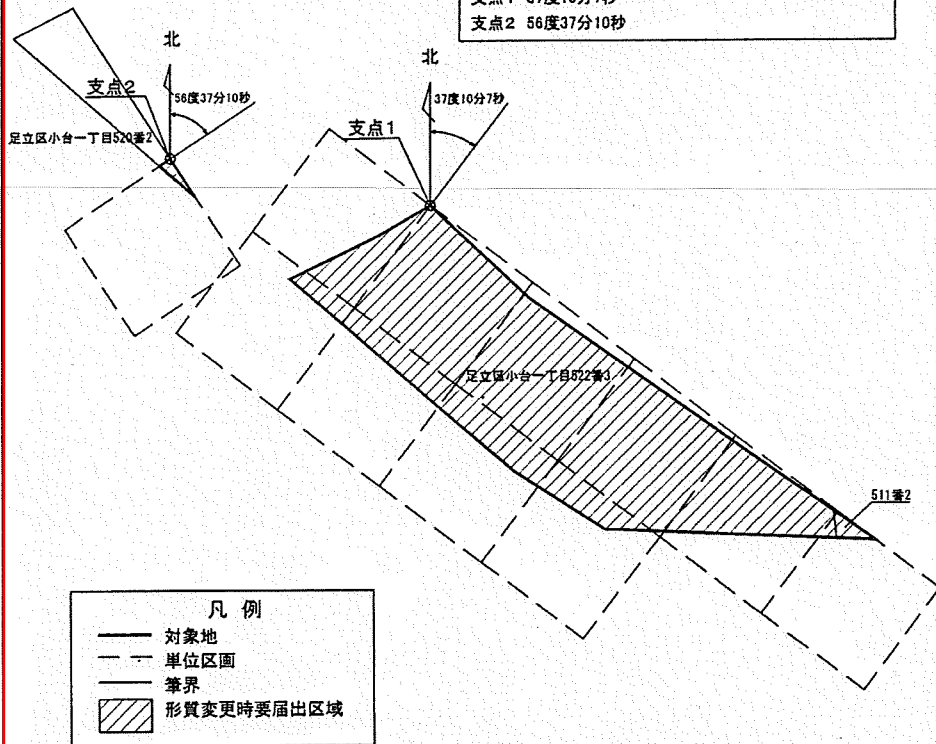
【支点】

支点1は、足立区小台一丁目522番3の最北端とする。  
支点2 X: -27201.169 Y: -6080.121  
※支点2の座標は、日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点1 37度10分7秒  
支点2 56度37分10秒



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるかにかご漁業(以下「この漁業」という。)については、次のとおり制限する。

平成二十九年九月二十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。  
(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) 平成三十年四月一日から同年十月三十一日までの操業

(承認操業)

二 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の三区域とする。

ア A区域 大島陸岸から六海里以内の水域

イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸から九海里以内の水域

ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から十海里以内の水域

水域

(二) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、